

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉をめぐる社会的背景

超少子高齢社会が到来し、人口減少が深刻化する中、核家族化や共働き世帯の増加など価値観やライフスタイルの変化もあり、地域のつながりの希薄化が見受けられます。また、児童や高齢者等への虐待、引きこもり、生活困窮世帯の増加など、従来の福祉制度の狭間や各分野を横断する社会問題が顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨、また令和元年の東日本台風（台風19号）など、近年は地球温暖化等の影響により、大規模な自然災害が全国各地で多発している状況が見受けられます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、近隣同士の親密な関係の大切さを再認識させられています。

令和2年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本では全国的に緊急事態宣言が発令され、外出自粛等の状況が続くという今までに経験したことの無いような状況に置かれることとなりました。このような新たな課題に直面した時、正確な情報を選択し、一人ひとりが助け合いの精神を持つことが求められます。

また、地域福祉計画を規定する社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）が改正され、様々な課題を抱える人々の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野の連携、制度の狭間の課題への対応の在り方、生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備など、包括的支援体制の整備に関する事項が追加されました。

このような動きを踏まえ、本市では、平成26年10月に策定した「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基本としつつ、福祉ニーズや地域情勢の変化による新たな課題に対応する「第2期栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を定めるものです。

(2) これまでの地域福祉計画及び地域福祉計画策定状況

- ・旧栃木市において、平成 17 年 3 月に「とちぎ地域福祉計画（栃木市地域福祉計画）」を策定。計画期間は、平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間。
- ・旧西方町社会福祉協議会においては、平成 17 年 3 月に「西方町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間。
- ・旧栃木市社会福祉協議会においては、平成 20 年 3 月に「栃木市地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 20 年度から平成 23 年度の 4 年間。
(平成 22 年 3 月 29 日に、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の 1 市 3 町が合併。)
- ・旧岩舟町・旧岩舟町社会福祉協議会においては、平成 23 年 3 月に「岩舟町地域福祉計画・岩舟町地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間。
(平成 23 年 10 月 1 日に、栃木市と西方町が合併。)
(平成 26 年 4 月 5 日に、栃木市と岩舟町が合併。)
- ・平成 26 年 10 月に、岩舟町との合併により誕生した新たな栃木市として「栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。計画期間は、平成 26 年 11 月から平成 32 年 3 月。

◇改正社会福祉法の概要

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定（第4条第2項 第5条 第6条第2項 第106条の2）

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①ニーズの把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記し、各種福祉計画の上位計画とした。

2. 理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3）

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

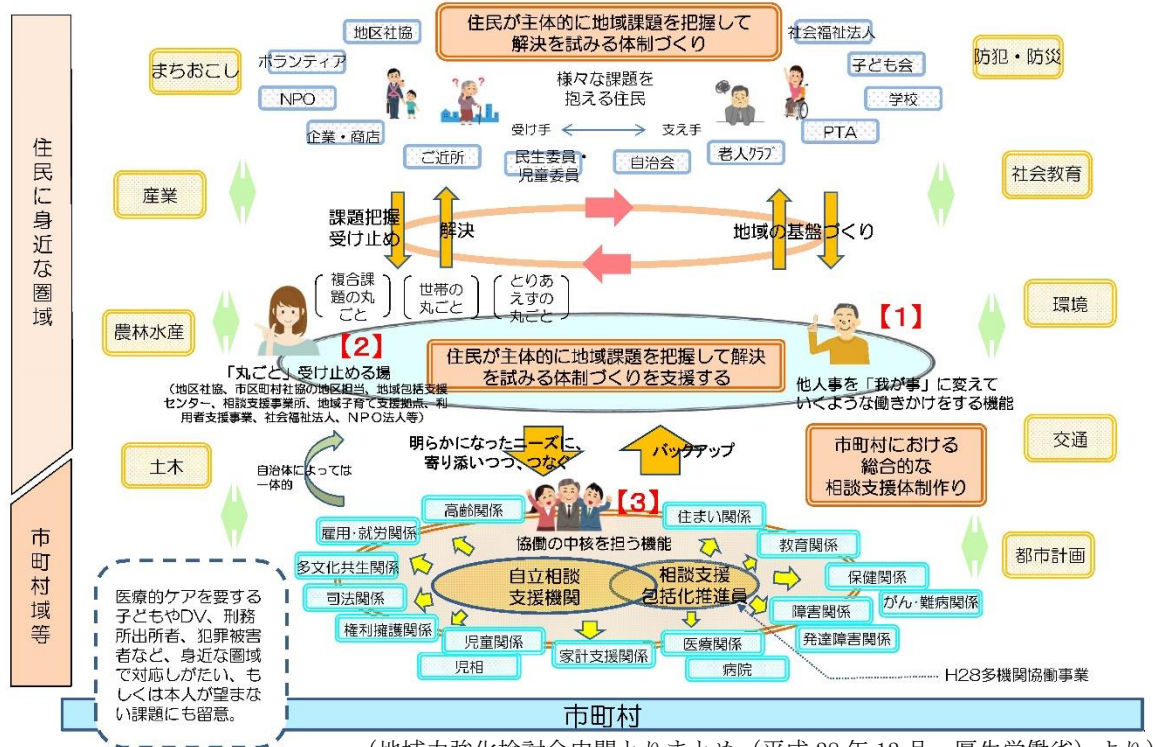
※例：地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人、地域会議等

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実（第107条 第108条）

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

栃木市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、市民と行政の協働により、住みよい栃木市づくりの実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示す計画です。

また、栃木市地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条を踏まえ、市社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、住民主体の住みよい地域づくりを行っていくための「具体的な取り組み」を位置づける行動計画です。

本市では、地域福祉の理念や施策と活動の方向性を市と市社会福祉協議会とが共有、連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会の民間資源の組織化、コミュニティ形成等のノウハウを活かしながら市民一人ひとりが実践に移せるよう、2つの計画を一体的に策定しました。

◇社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2～3（略）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6（略）

(2) 本市における位置づけ

栃木市地域福祉計画は、栃木市総合計画後期基本計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画として高齢者、障がい者、子どもなどの各福祉計画と調和を図るとともに、各計画の狭間にあたるニーズや横断的に取り組むことが必要なニーズに対応すべく基本の仕組みを位置づけ、さらに、他分野・関連計画とも一体的な展開・連携を図り、地域福祉の推進を図る計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、本計画の策定に当たりましては、令和元年度を予定しておりましたが、令和元年東日本台風の影響等により、令和2年度に延期しました。今後、社会情勢の変化や法制度の変更などが生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期					第2期					
栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画					栃木市地域福祉計画・地域福祉活動計画					
栃木市総合計画前期基本計画					栃木市総合計画後期基本計画					
第5期 計画	第6期 計画		第7期 栃木市高齢者保健 福祉計画・介護保険事業計画			第8期 計画		第9期 計画		
					栃 木 市 障 が い 福 祉 プ ラ ン					
第一期 栃木市子ども・子育て支援事業計画					第二期 栃木市子ども・子育て支援事業計画					
					栃 木 市 子 ど も の 貧 困 対 策 推 進 計 画					
					栃 木 市 成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 計 画					
栃 木 市 健 康 増 進 計 画										

4 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための組織である「栃木市社会福祉施策推進委員会」において計画案等を検討し策定しました。

(2) 市民アンケートの実施

市民の地域における活動の実態や意向を把握し、現計画における取組を評価等するために、平成31年1月から2月にかけて、市民アンケートを実施しました。

(3) 地区懇談会における意見等のまとめ

栃木市社会福祉協議会等が、地域ニーズや地域住民同士の情報共有などを目的に開催を支援してきた各地区懇談会の内容から、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に関する住民意見等を取りまとめ、計画へ反映いたしました。

